沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令の一部を改正する命令

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令（平成十四年内閣府経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

題名中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項」を「中小企業等経営強化法第八条第一項」に改める。

第一条第一項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第三項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第二条第一項中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第三条中「第三十六条第二項」を「第四十八条第二項」に、「第九条第一項」を「第八条第一項」に、「第十条第一項」を「第九条第一項」に改める。

様式第一中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第９条第１項」を「中小企業等経営強化法第８条第１項」に改める。

様式第二中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第10条第１項」を「中小企業等経営強化法第９条第１項」に改める。

附　則

この命令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

省　令

○法務省令第三十七号

総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第五十一条の規定に基づき、総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

法務大臣　岩城　光英

総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令

総合法律支援法施行規則（平成二十七年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「法第三十条第一項第二号」の下に「及び第四号」を加え、「及びこれに」を「並びにこれらに」に改め、同号イ中「同号」を「同項第二号及び第四号」に改め、同号ロ中「同号イ」を「同項第二号イ」に改め、同号ホ中「同号ホ」を「同項第二号ホ及び同項第四号」に改め、同条第三号中「法第三十条第一項第三号」を「法第三十条第一項第六号」に改め、同条第四号中「法第三十条第一項第四号」を「法第三十条第一項第七号」に改め、同条第五号中「法第三十条第一項第五号」を「法第三十条第一項第八号」に改め、同条第六号中「法第三十条第一項第六号」を「法第三十条第一項第九号」に改め、同条第七号中「法第三十条第一項第七号」を「法第三十条第一項第十号」に改め、同条第八号中「法第三十条第一項第八号」を「法第三十条第一項第十一号」に改める。

第六条第二号中「法第三十条第一項第三号イ」を「法第三十条第一項第六号イ」に改め、同条第三号中「法第三十条第一項第三号ハ」を「法第三十条第一項第六号ハ」に改める。

第九条中「法第三十条第一項第三号」を「法第三十条第一項第六号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

○財務省令第五十九号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十三第二項及び第四十一条の十九第一項第一号並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十二第一項第八号並びに第二十六条の二十八の三第一項第八号及び第九項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の十五第四項第一号及び第八項第一号イ(1)並びに第十九条の十一第四項第一号、第五項及び第七項第一号イ(1)中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則」を「中小企業等経営強化法施行規則」に改める。

附　則

この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行の日（平成二十八年七月一日）から施行する。

○財務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省令第一号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行に伴い、株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄

株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫法施行規則（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第五号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第十五条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

附　則

この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○財務省、経済産業省令第三号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令・財務省令で定める金融機関を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　林　幹雄

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令及び中小企業の新たな事業活動に関する法律第十五条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令の一部を改正する省令

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年財務省、経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第五条」を「第十九条」に改める。